

④ 届出書の提出が不要となる場合

- 伐採造林届出書の提出が不要となる場合があります。
- 計画している伐採が、届出書の提出が不要かわからない場合は、市町村の林務部局にご相談下さい。

【他の手続きが行われている場合】

- 保安林で行われる場合(別途、保安林関係手続きが必要)
- 林地開発許可を受けた場合(別途、林地開発許可が必要)
- 市町村の特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採(間伐)
- 森林経営計画において定められている伐採をする場合(事後届出が必要)
- 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務がある又は測量、実地調査、施設の保守の支障となる立木を伐採する場合

【その他届出不要の例】※下記は一例であり、不明な場合は市町村等へご確認下さい。

- 災害に際し緊急の用に供する必要がある場合(事後届出が必要)
- 除伐をする場合、倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
- こうぞ、みつまた等のかん木を伐採する場合 等

※電線路の維持のため行う立木の伐採(対象者や対象範囲に限定があります。)

ポイント 森林経営計画の作成を検討しましょう！！

森林経営計画は、森林法に基づき森林所有者や森林の経営を受託した者がたてる森林の伐採や造林等に関する5年間の計画です。

市町村等から計画の認定を受けると、事前の伐採造林届出書の提出が不要(事後の届出で可)となるほか、森林整備事業の助成対象となるなどメリットがあります。

面積要件等がありますので、単独では作成が難しい場合には、近隣の計画に参画するといった方法もあります。

ポイント 立木の伐採は1本でも届出書の提出が必要？

森林法の規定には、伐採の数量や規模で届出を免除する規定はなく、原則として小規模な伐採であっても、上記の適用除外に該当しない場合は、届出が必要です。

ポイント 竹(タケ)の伐採は届出書の提出が必要？

不要です。(伐採造林届出制度の対象は立木の伐採ですが、森林法上、竹(タケ)は立木に該当しません。)

ポイント 枝払い等は届出書の提出が必要？

一般的な枝払い、芯止め等は、伐採に当たらないため、届出不要です。

※こうした行為は様々な程度のもので、不明な場合は市町村へご確認下さい。